

- 1 品 名 住記用等ドラムカートリッジ  
 2 予定数量 約 100 本 (増減する可能性あり。)  
 3 規格等

メーカー	品番等
富士フイルムビジネスイノベーション株式会社	ドラムカートリッジ (A p e o s P r i n t 3 3 6 0 S 用) 純正品 (商品コード: C T 3 5 1 3 8 0)

- ※ 推奨使用期限が納品時点より 1 年以上先のものであること。(発注時点で使用期限が最も未来であるものとする。)  
 ※ 当該機種 of 製造中止等が判明した場合は、当該機種の後継機種で、かつ、必要な性能、規格を満たすものであると購入所管課が認めれば、当該後継機種を納品することができる。

- 4 契約方法 1 本当たりの単価契約  
 5 契約期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで  
 6 納入場所 静岡市役所静岡庁舎新館 11 階 D X 推進課、15 階戸籍管理課、12 階福祉債権滞納対策課、12 階保険年金管理課、葵区役所 1 階戸籍住民課、駿河区役所 1 階戸籍住民課、清水区役所 1 階戸籍住民課  
 7 納入日時 平日の午前 9 時から午後 5 時までの間で、各課担当者が指示する。  
 8 支払方法 月締めとし、翌月に提出される請求書の受領後 30 日以内に支払う。  
 9 その他  
 (1) 見積金額は 1 本当たりの単価とし、配送費、搬入等諸経費を含み、消費税及び地方消費税に相当する額を除いた額とする。  
 (2) 購入予定数量は、契約期間における購入数量を推定したもので、実際の状況により変動し、購入数量を保証するものではない。  
 (3) 請求金額は、確定した数量に契約単価を乗じて得た額とする。ただし、その金額に 1 円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てる。  
 (4) 契約期間内は、契約単価の見直しを行わない。  
 (5) ドラムカートリッジが推奨期限内で不具合を起こした場合(破損を含む。)は、新品との交換にて速やかに対応することとする。  
 (6) 売渡人は、納入時に納入作業に必要な人員及び台車等を用意し、各課が指定する場所に搬入すること。  
 (7) 使用済みのドラムカートリッジについては売渡人が回収すること。  
 (8) 不明な点は、購入所管課担当者と協議すること。  
 (9) この物品調達に係る契約は、この物品調達に係る令和 8 年度静岡市各種会計予算が令和 8 年 3 月 31 日までに成立し、同年 4 月 1 日以降に双方が契約書に記名押印することによって確定するものである。  
 10 購入所管課 総合政策局 D X 推進課 佐久間 外線 054-221-1311

見 積 書

	拾	万	千	百	拾	円
金額						

(消費税及び地方消費税相当額を除いた金額)

ただし、  
住記用等ドラムカートリッジ  
(1本当たりの単価)  
その他仕様書のとおり

見積心得を承諾の上、見積りいたします。

令和 年 月 日

課税業者 免税業者(該当に○)

所在地(住所)

名 称

代表者職氏名

Ⓔ

(宛先) 静 岡 市 長